

○総務省告示第百六十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣 川端 達夫

「
表中 900MHz を超え915MHz 以下
」を
「
718MHz を超え748MHz 以下
900MHz を超え915MHz 以下
」
に
「
945M
Hz を超え960MHz 以下
」を
「
773MHz を超え803MHz 以下
945MHz を超え960MHz 以下
」
に改める。